2　国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、機構による前項各号に掲げる権限に係る事務の実施について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	機構
	第一項各号	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二百十一号。以下この条において「経過措置政令」という。）第五条第一項各号
	若しくは	又は
第四項	により第一項各号	により経過措置政令第五条第一項各号
	行つている第一項各号	行つている同条第一項各号
	するとき（次項に規定する場合を除く。）	するとき
第六項	により第一項各号	により経過措置政令第五条第一項各号
	行つている第一項各号	行つている同条第一項各号
第七項	前各項	経過措置政令第五条第一項並びに第三項、第四項及び前項
	第一項各号	同条第一項各号

（機構への事務の委託）

第六条　厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第二条第一項の規定による通知に係る事務（当該通知を除く。）

二　前号に掲げるもののほか、この政令の実施に関し厚生労働省令で定める事務

2　国民年金法第百九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「前項各号」とあるのは「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二百十一号。次項において「経過措置政令」という。）第六条第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「経過措置政令第六条第一項各号及び前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

（厚生労働省令への委任）

第七条　この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

省　令

○総務省令第五十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十五条の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二日

総務大臣　山本　早苗

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第三十二号様式の二備考一中「手話通訳者」と」の下に「、専ら要約筆記（同法第百九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と」を加える。

附　則

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第三十二号様式の二の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第九十七号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二百十一号）第一条第二項第一号、第二条第一項及び第三条第七項の規定に基づき、年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令

（経過措置政令第一条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める日）

第一条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二百十一号。以下「経過措置政令」という。）第一条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める日は、同条第一項の規定による求めを行う日の属する年の六月末日とする。

（経過措置政令第二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第二条　経過措置政令第二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号とする。

（経過措置政令第三条第七項に規定する厚生労働省令で定める期日）

第三条　経過措置政令第三条第七項に規定する厚生労働省令で定める期日は、経過措置政令第二条第一項の規定による通知を受けた日の属する年の七月三十一日とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二十七号を同項第二十八号とし、同項第二十六号を同項第二十七号とし、同項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二百十一号）第一条第一項の規定による求め及び同令第四条の規定による通知に関する事務

（日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第三条　日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

七　年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二百十一号。以下この号及び次条第十八号において「経過措置政令」という。）第一条第一項の規定による求め及び経過措置政令第四条の規定による通知に関する事務

第九条第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十八　経過措置政令第三条第一項の規定による情報の提供に関する事務

第十条（見出しを含む。）中「第三十八条第五項第三号チ」を「第三十八条第五項第三号ト」に改める。